

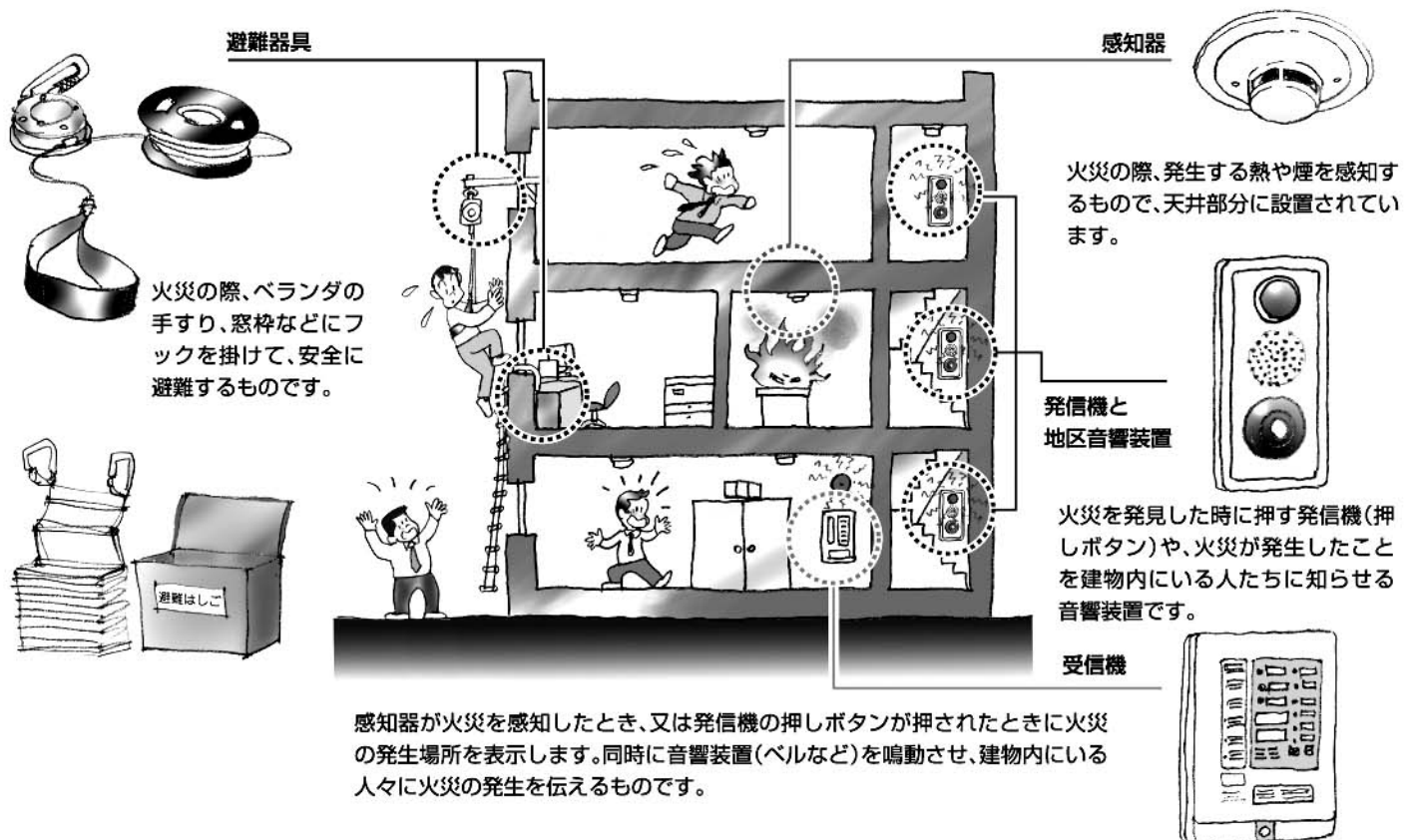
安心してビルをご利用いただくために 自動火災報知設備等

新宿区歌舞伎町ビル火災を契機として消防法令が改正され、自動火災報知設備及び避難器具の設置基準が強化されました。



総務省消防庁・違反是正支援センター

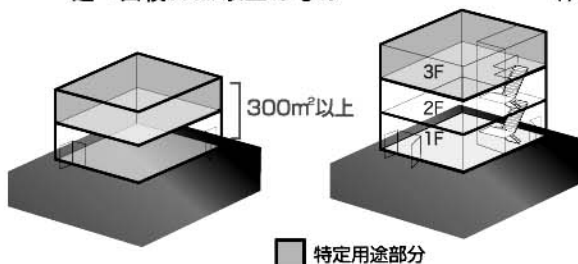
自動火災報知設備等のはたらき



自動火災報知設備の設置について 設置が必要な建物

- ① 特定用途を含んだ雑居ビルで
延べ面積300㎡以上のもの

- ② ①以外で次の2つの要件に該当するもの
(特定一階段等防火対象物)



- ア. 特定用途部分が1・2階以外の階に
存するもの
- イ. 階段が1つしか設けられていない
もの

* 詳細については、
お近くの消防署へお
問い合わせください。
なお、建物の規模・形
態によって一定の防
火安全性が確保され
れば、市町村の特例
が適用され、自動火
災報知設備及び避難
器具を設置しなくて
もよい場合もあります。

避難器具に係る措置について 特定一階段等防火対象物に必要な措置

避難器具の設置場所が出入口等でわかるようにするなど、
避難器具を利用しやすくすること。

設置計画をつくりましょう！

不明な点は、お近くの消防署までお問い合わせください。

違反是正支援センター